

近通環第 310 号  
平成21年8月18日

2府4県 教育委員会教育長 あて  
奈良文化財研究所長  
(担当部署)

近畿総合通信局長

文化財等の調査に使用する空中撮影用無人ヘリコプターの  
電波法令遵守について (依頼)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、情報通信行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、埋蔵文化財の発掘調査等に際し、無人ヘリコプター（ラジコンヘリコプター）による空中撮影（俯瞰撮影）が行われることがあると聞いております。このような撮影の場合、一般的にラジコンヘリコプターに搭載した小型カメラの映像を地上に無線伝送して、モニターしながら実施されています。

(別紙1「システムの概要」参照)

しかしながら、このような無線伝送に、電波法に基づく無線局の免許を受けずに、違法な状態で電波を発射して、撮影業務を請け負っている事業者がいるとの情報が、当局に寄せられています。

無線局の免許を受けずに、違法に無線局を運用しますと、場合によっては重要な通信に妨害を与えるなど、大きな影響を及ぼすことも考えられます。

つきましては、このような撮影の契約に際しましては、「電波法令に適合した無線設備を使用するものであること」を条件としていただきますとともに、契約事業者の「無線局免許状」(別紙2「無線局免許状の例(2種類)」参照)の確認をお願い申し上げますとともに、貴会(所)の関係各機関に対しましても本件の依頼につきまして、協力要請いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、一部にアマチュア無線局の無線設備を使用する事業者があるとの情報もあります。アマチュア無線局は、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味のためのものであり、事業に使用することは違法となりますので、確認の際にはご注意ください。

敬具

《本件の問い合わせ先》

近畿総合通信局 電波監理部  
電波利用環境課 長谷川、弓指  
電話06-6942-8516